

令和 4 年

第 1 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 15 号議案	浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	1
第 16 号議案	浜松市子どもの未来応援基金に関する条例の制定について	4
第 17 号議案	市有財産処分について (第三都田地区工場用地 7 区画)	5
第 18 号議案	指定管理者の指定について (浜松市勤労会館)	7
第 19 号議案	市道路線認定について	12
報 第 1 号	専決処分の承認について (令和 3 年度浜松市一般会計補正予算 (第 8 号))	13
第 36 号議案	浜松市個人情報保護条例の一部改正について	14
第 37 号議案	浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について	15
第 38 号議案	浜松市職員定数条例の一部改正について	16
第 39 号議案	浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	17
第 40 号議案	浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例の一部改正について	18
第 41 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	19
第 42 号議案	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正について	22
第 43 号議案	浜松市国民健康保険条例の一部改正について	23
第 44 号議案	浜松市川や湖を守る条例の一部改正について	25
第 45 号議案	浜松市農村公園条例の一部改正について	26
第 46 号議案	浜松市小型自動車競走条例の一部改正について	27
第 47 号議案	浜松市道路法等施行条例の一部改正について	29
第 48 号議案	浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例の一部改正について	30

第 49 号議案	浜松市 P F I 等審査委員会条例の制定について	31
第 50 号議案	浜松市いじめ問題第三者委員会条例の制定について	32
第 51 号議案	浜松市犯罪被害者等支援条例の制定について	33
第 52 号議案	浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例の制定について	35
第 53 号議案	浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について	37
第 54 号議案	包括外部監査契約締結について	38

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(提案理由)

高塚駅北地区計画の都市計画決定に伴い、区域内における建築物の用途に関する制限について、地区計画の内容と整合を図るため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

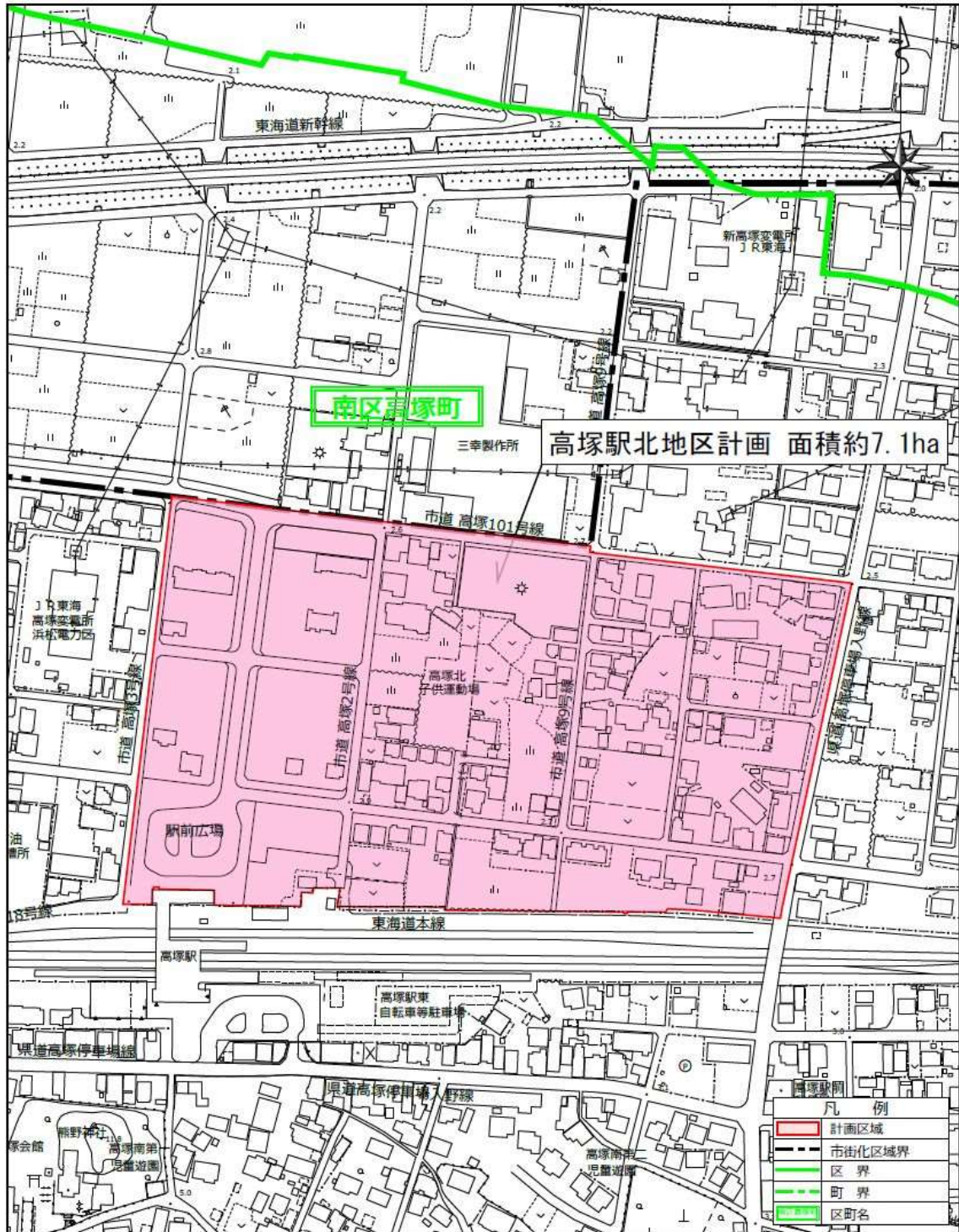
条例を適用する区域（別表第 1）に「高塚駅北地区整備計画区域」を追加し、地区計画区域における建築物の制限等（別表第 2）に高塚駅北地区整備計画区域における建築物の制限を次のとおり規定するものです。

建築してはならない建築物
次に掲げる建築物
(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
(2) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの

(施行期日)

この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

高塚駅北地区整備計画区域図



浜松市子どもの未来応援基金に関する条例の制定について

(提案理由)

子どもの貧困に関する対策及び子育て支援に資するため設置する浜松市子どもの未来応援基金について、必要な事項を定めるとともに、浜松市交通遺児等福祉事業等基金を廃止し、浜松市子どもの未来応援基金に統合するため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 財源 (第 2 条)

基金は、予算で定める額及び寄附金をもって充てるものです。

2 管理・運用 (第 3 条、第 4 条)

基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものとし、基金の運用から生じる収益は基金に繰り入れるものです。

3 処分 (第 6 条)

子どもの貧困に関する対策及び子育て支援に要する経費に充てるときに限り処分することができるものです。

4 その他

本条例の制定と併せて、浜松市交通遺児等福祉事業等基金を廃止し、浜松市子どもの未来応援基金に統合するものです。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、次項の規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行するものです。

2 浜松市交通遺児等福祉事業等基金に関する条例は、廃止するものです。

(第 17 号議案の説明資料)

企業立地推進課

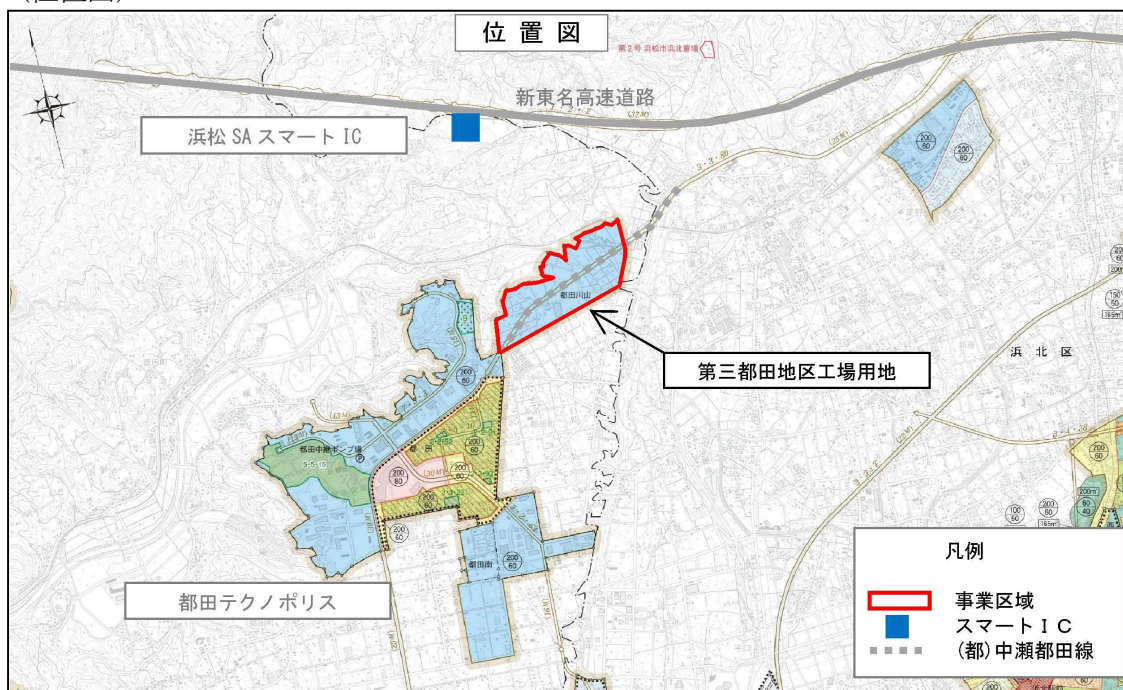
市有財産処分について (第三都田地区工場用地 7 区画)

(提案理由)

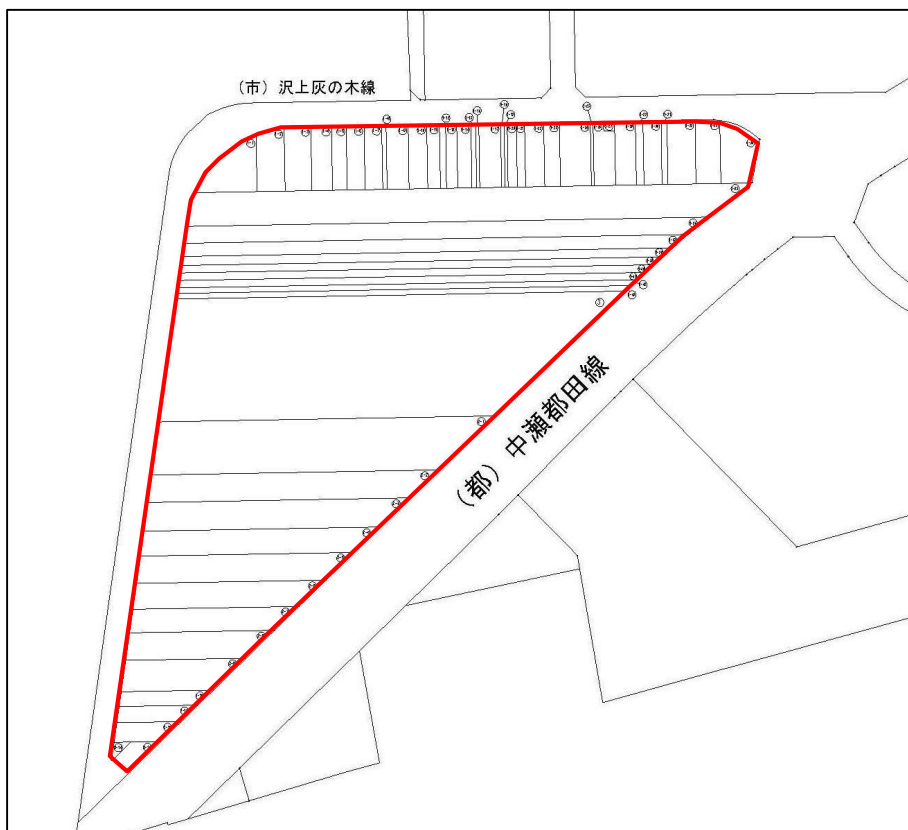
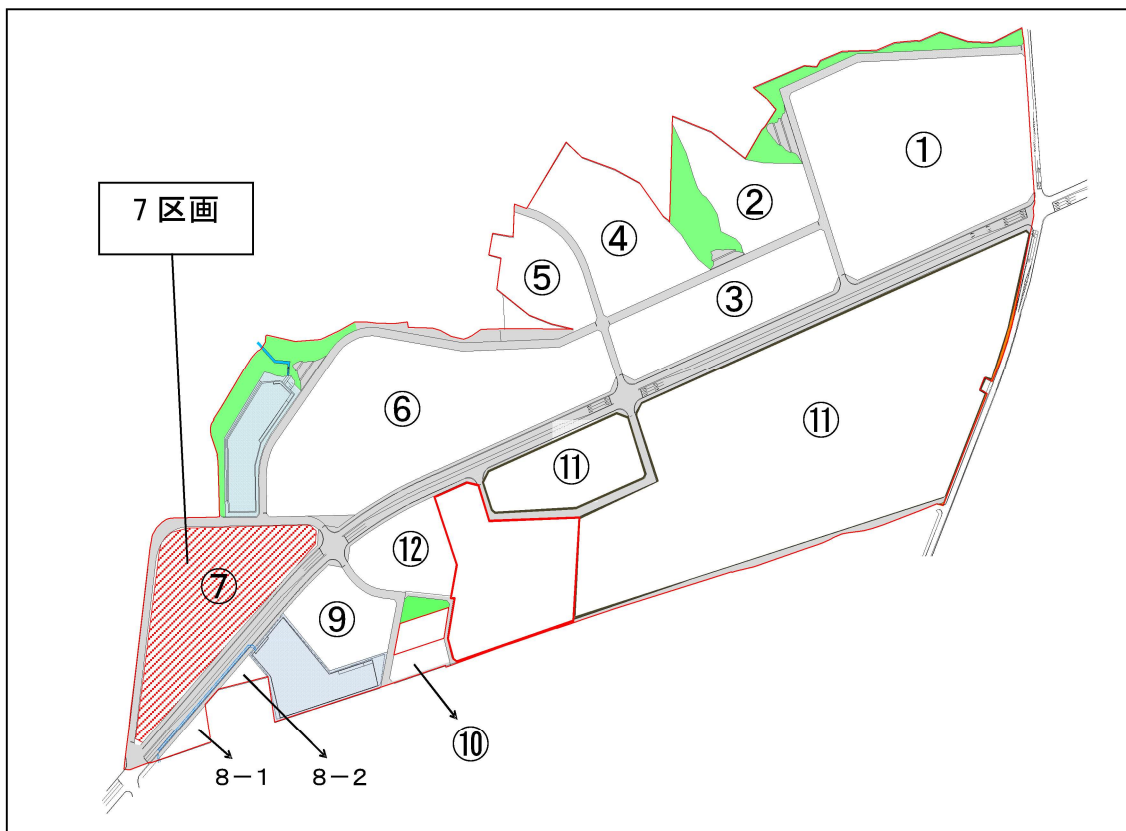
第三都田地区工場用地 7 区画について、分譲申込みのあった企業に売却するため、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年浜松市条例第 26 号) 第 3 条に基づき提案するものです。

所在地	財産の概要	処分予定価格	処分の相手方	備考
都田川山土地 区画整理事業 用地	7区画 26,323.97 m ²	7区画 1,022,100,000円	静岡県浜松市北区 細江町中川 7000番地の36 株式会社エフ・シー・ シー 代表取締役社長 齋藤 善敬	浜松市北区 都田町 11003 番地 外 57 筆

(位置図)



(区画図)



指定管理者の指定について（浜松市勤労会館）

(提案理由)

浜松市勤労会館の指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議決を求めるものです。

(指定の内容)

1 施設の所在地及び名称

所在地：浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

名 称：浜松市勤労会館

2 指定管理者

所在地：浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

名 称：浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体

（代表者）浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

公益財団法人浜松市勤労福祉協会 理事長 佐々木 右子

（構成員）東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

三幸株式会社 代表取締役 橋本 有史

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(参考)

1 指定管理者の概要

(1) 指定管理者がグループを編成した目的

勤労会館の豊富な管理運営実績を有する代表団体と、施設及び設備の維持管理・保守管理ノウハウを有する企業が共同事業体を構成し、両者の技能を活かした施設運営を行うことで、勤労者等の文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 概要

代表者	<u>公益財団法人浜松市勤労福祉協会</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和63年3月1日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行)・ 資 本 金：1億1,000万円・ 設立目的：浜松市及び湖西市の中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びに両市内に居住し両市外の中小企業に勤務する勤労者並びにその家族に対する総合的な福祉事業を行うことにより、これら中小企業勤労者等の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。・ 事業内容：①中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成並びに老後生活の安定に関する事業 ②中小企業勤労者等の健康の維持増進及び自己啓発に関する事業 ③中小企業勤労者等の余暇活動に関する事業 ④浜松市勤労会館の管理運営に関する事業 ほか
構成員	<u>三幸株式会社</u> <ul style="list-style-type: none">・ 設 立：昭和30年4月22日・ 資 本 金：1億円・ 設立目的：次の事業を営むことを目的とする。・ 事業内容：①建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負 ②産業廃棄物処理業及び廃品処理業 ③浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負 ④消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売 ほか

2 指定管理者の選定の経過・理由

(1) 募集方法	非公募
(2) 応募団体	1 件 ・浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体（候補者）
(3) 選定会議	<p>産業部指定管理者選定会議</p> <p>(1)選定会議の構成</p> <p>議長：藤野 仁 浜松市産業部長 副委員長：岩崎 英浩 浜松市産業部次長 委員：江馬 正信 浜松市産業部次長 委員：住川 守雄（第三者委員＝静岡県中小企業団体中央会 西部事務所長） 委員：坂部 友紀（第三者委員＝ヤマハ労働組合中央執行委員） 委員：久留島 勝則（第三者委員＝税理士）</p> <p>(2) 審査日時 令和3年12月23日（木） 午前10時30分～午前11時30分</p> <p>(3) 申請団体による提案説明会（プレゼンテーション） 令和3年12月23日（木）実施</p>
(4) 選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を管理運営してきた実績と豊富な経験に基づき、施設の性格や設置目的をよく理解しており、適正な職員配置による管理運営体制が提案されている。 ・施設が老朽化する中、ビル管理会社の強みを生かし、専門スタッフによる日常点検、定期点検を実施し、危険箇所等について速やかに対応できる体制の提案があり、利用者にとって安全で快適な施設環境づくりが可能となると期待できる。 ・以上の点を評価し、共同事業体の特性を活かした実現可能な提案であることから、浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体を候補者として選定した。

3 提案概要と評価内容

浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体	
提案概要	<p>①熟練職員による予防保全とリスク管理を行い安心安全な管理運営を行う。</p> <p>②勤労者向け事業を開催すること等により施設の利用を促進する。</p> <p>③優れた音響特性のホールを活かし、合唱やピアノコンサート等の市民活動を支援することにより文化振興に貢献する。</p> <p>④利用率向上を図るため、SNS等を活用した効果的な情報発信を行う。</p>
提案金額	(令和4年度) 29,436,000円
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例及び同施行規則の遵守や公平で平等な利用を確保するための取り組みが提案された。 ・ 勤労者等の声を反映した事業展開及びわ〜くん浜松と連携した事業推進等が評価された。 ・ 浜松ゆかりの芸術家によるコンサートの実施等、施設の特性を活かし、施設の利用促進に関する提案がなされた。 ・ SNS を活用した広報活動の提案等、具体的な取り組みが提案され、新規利用者獲得が期待できる。

4 選定基準・評価結果（採点結果）

評価項目	配点	得点
応募者（評価対象者）		浜松市勤労 福祉協会・ 三幸共同事 業体
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 6.0 点以上）		
(1) 施設の性格や目的の理解	5	3.9
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	5	3.3
小 計	10	7.2
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 29.4 点以上）		
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）	7	4.6
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）	7	4.9
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）	7	4.9
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）	7	4.7
(5) 市民サービスの向上（独創性）	7	4.7
(6) 環境・障がい者等への配慮（社会貢献）	7	4.2
(7) 平等利用（平等性）	7	4.4
小 計	49	32.4
3 指定管理者に関する項目（合格点 10.8 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）	8	5.6
(2) 施設の運営実績（団体の能力）	5	3.8
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）	5	3.3
小 計	18	12.7
4 活動拠点に関する項目		
浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	3.0
小 計	3	3.0
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 6.0 点以上）		
収支計画の妥当	10	6.8
小 計	10	6.8
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$	10	10.0
小 計	10	10.0
現指定期間の実績に基づく加減点		0.4
合 計	100	72.5

市道路線認定について

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条（市町村道の意義及びその路線の認定）の規定に基づき、市道の認定を行うため提案するものであります。

(提案内容)

市道路線の認定 (延長単位：m)

	路線数	実延長
認定	8	345.36

令和 3 年度全市域市道道路状況 (延長単位：m)

	路線数	実延長
令和 3 年 9 月 15 日	23,716	7,571,281.37
認定後	23,724	7,571,626.73

区別路線数及び実延長 (延長単位：m)

	令和 3 年 9 月 15 日		認定後	
	路線数	実延長	路線数	実延長
中 区	3,627	888,124.52	3,630	888,274.28
東 区	2,952	817,776.83	2,953	817,810.50
西 区	4,439	1,238,927.03	4,440	1,238,974.84
南 区	2,581	772,686.68	2,582	772,723.09
北 区	4,520	1,749,361.15	4,521	1,749,401.95
浜北区	3,268	858,090.31	3,269	858,127.22
天竜区	2,476	1,246,314.85	2,476	1,246,314.85

(報第1号の説明資料)

財政課

専決処分の承認について（令和3年度浜松市一般会計補正予算（第8号））

(報告要旨)

子育て世帯に対する臨時特別給付金について、先行分の5万円の給付とあわせて10万円の現金一括給付が選択肢として国から示されたことを受け、本市の対応として、市民への早急な還元と事務負担及び事務経費の削減の観点から、令和3年内の一括支給を可能とするため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(報告及び承認の内容)

1 歳入歳出補正予算額 6,138,000千円

2 歳入予算 第18款 国庫支出金
第2項 国庫補助金
第2目 民生費国庫補助金

3 歳出予算 第3款 民生費
第2項 児童福祉費
第5目 家庭福祉費

(専決処分日) 令和3年12月17日

(第 36 号議案の説明資料)

文書行政課

浜松市個人情報保護条例の一部改正について

(提案理由)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の廃止及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、引用する法律の名称等を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 6 条第 2 項第 6 号中、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の一部改正を踏まえ、個人番号カードの利用に関し、電子情報処理組織による申請等の際の署名に代わる措置及び申請等の際の添付書面の省略に係る規定を加えるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 電子情報処理組織による申請、処分通知等（第 3 条、第 4 条）

電子情報処理組織による申請等または処分通知等において、署名等を行うこととしている場合、個人番号カードを利用した本人認証等で代替可能とするものです。

2 添付書面等の省略（第 7 条）

住民票の写し等の添付書面について、個人番号カードの利用により入手や参照が可能な場合は、添付を省略可能とするものです。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行するものです。

2 改正後の第 3 条及び第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた申請等又は処分通知等については、なお従前の例によるものです。

(第 38 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員定数条例の一部改正について

(提案理由)

小学校及び中学校の学級編制の見直し等に伴い、令和 4 年度における一般職の職員定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第 3 条の定数を 9, 1 7 2 人 (旧県費負担教職員移譲分 4, 0 5 2 人を含む) に改めるものです。

部 局	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
議会事務局	2 1 人	2 1 人	－ 人
市長事務部局	3, 2 6 9	3, 2 6 9	－
上下水道部	2 4 7	2 4 7	－
選管事務局	5	5	－
監査事務局	1 3	1 3	－
教育委員会	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 7 3	事務部局の職員及び 学校以外の教育機関 の職員 1 7 3	+ 4 6
	学校の職員 4, 5 2 2	学校の職員 4, 4 7 6	
	(6 4 3)	(6 4 3)	
消 防	8 8 9	8 8 9	－
農業委員会事務局	2 3	2 3	－
人事委員会事務局	1 0	1 0	－
計	9, 1 7 2 (5, 1 2 0)	9, 1 2 6 (5, 1 2 0)	+ 4 6 (－)

※一般職の職員…臨時又は非常勤の職員(臨時的に任用された職員のうち別に定めるものを除く。)を除く。

※括弧は旧県費負担教職員移譲分を除いた定数及び増減

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

(第 39 号議案の説明資料)

人事課

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

国家公務員の育児休業等に関する制度改正に準じ、育児休業及び部分休業に係る取得要件の緩和等を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得について、在職期間を1年以上とする要件を廃止するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に係る規定を設けるほか、所要の整備を行うものです。

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例
の一部改正について

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、経営に影響を受けた中小企業者が借り入れた資金に係る利子の助成に要する経費に充てるため設置した新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金について、存続期限を延長するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

長引く感染症の影響により、県の制度融資の申込期限が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業の終了時期を、令和 6 年度から令和 7 年度に延長したことから、条例の失効日を延長するものです。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 2 この条例は、 <u>令和 8 年 3 月 3 1 日</u> 限り、 その効力を失う。

※下線部分が改正箇所

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 41 号議案の説明資料)

資産税課
住宅課
予防課

浜松市手数料条例の一部改正について

(提案理由)

法令等の一部改正等に伴い、手数料の規定を新設及び改定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 土地台帳等に関する閲覧業務の見直しに伴うもの（資産税課）（第 1 条関係）
 - (1) 土地台帳及び家屋台帳の複写の交付を廃止することに伴い、土地台帳及び家屋台帳を別表一般・税の項第 9 号から削除するものです。
 - (2) 令和 3 年 9 月 1 日からインターネット公開を開始した地番図を新たに「地籍図」として位置付けることに伴い、複写の交付対象である従来の地籍図を「旧地籍図」に改めるものです。
 - (3) 家屋平面図の複写の交付を、画地単位から紙数単位に改めるものです。
- 2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の一部改正に伴うもの（住宅課）（第 1 条及び第 2 条関係）

浜松市マンション管理適正化推進計画に基づくマンションの管理計画認定制度が創設されたため、別表中、土木・建築の項において、認定に係る申請手数料を定めるものです。

(1) 第 1 条関係

令和 9 年 3 月 31 日までは、適合証が有の場合、手数料を無料とするものです。

区分		金額
適合証 無の場合	1 件につき	26,900 円
	長期修繕計画が複数ある場合（2 つ目以降の長期修繕計画の 1 計画数あたりの加算額） / 1 計画	15,500 円

(2) 第2条関係

制度開始後5年が経過する令和9年4月1日以後は、適合証が有の場合、無の場合よりも手数料を低額とするものです。

区分		金額
適合証 有の場合	1件につき	3,800円
	長期修繕計画が複数ある場合(2つ目以降の長期修繕計画の1計画数あたりの加算額) / 1計画	1,700円
適合証 無の場合	1件につき	26,900円
	長期修繕計画が複数ある場合(2つ目以降の長期修繕計画の1計画数あたりの加算額) / 1計画	15,500円

※適合証

(公財)マンション管理センターが発行する認定基準に適合していることを証明する書面。

※5年ごとの更新申請は新規認定申請と同額とする。

3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴うもの(予防課)(第1条関係)

(1) 液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が基準に適合していることの認定に係る手数料を引き下げるものです。

(2) 液化石油ガスの販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請の手数料を引き下げるものです。

区分		改正前	改正後
液化石油ガスの保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数	1,000戸未満	55,000円	55,000円
	1,000戸以上	80,000円	80,000円
	10,000戸未満		
	10,000戸以上	<u>110,000円</u>	<u>98,000円</u>
液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請		<u>17,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	<u>15,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

※下線部分が改正箇所

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行するものです。
- 2 改正内容2の規定による改正後の浜松市手数料条例（以下「新条例」という。）別表土木・建築の項第106号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。
- 3 改正内容3の規定による改正後の新条例別表消防の項第48号及び第50号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省告示第 7 2 号（令和 3 年 3 月 1 5 日）に基づき、令和 3 年 4 月から介護報酬の通所型サービス費の単価が引き上げられたことに伴い、高齢者元気はつらつ教室事業に係る手数料を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 第 3 条に規定する手数料の額を、1 回につき 3 4 0 円から 3 5 0 円に改定するものです。
- 2 一定以上の所得を有する利用者の手数料の額を、1 回につき 6 8 0 円から 7 0 0 円または 1, 0 2 0 円から 1, 0 5 0 円に改定するものです。

	改正前	改正後
手数料の額	負担割合 1 割の場合： 1 回あたり <u>3 4 0 円</u>	負担割合 1 割の場合： 1 回あたり <u>3 5 0 円</u>
	負担割合 2 割の場合： 1 回あたり <u>6 8 0 円</u>	負担割合 2 割の場合： 1 回あたり <u>7 0 0 円</u>
	負担割合 3 割の場合： 1 回あたり <u>1, 0 2 0 円</u>	負担割合 3 割の場合： 1 回あたり <u>1, 0 5 0 円</u>

※下線部分が改正箇所

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料について適用し、同日前における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料については、なお従前の例によるものです。

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

(提案理由)

県内の国民健康保険料水準の統一や、国民健康保険事業の財政状況を考慮し、低所得者に配慮して保険料の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を引下げるとともに、介護納付金賦課額の賦課方式を改正するものです。

また、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

- 1 基礎賦課額の所得割額の料率の引下げ（第 12 条）
（現 行）100 分の 7.34 を乗じて得た額とする。
（改正案）100 分の 7.20 を乗じて得た額とする。

- 2 基礎賦課額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の引下げ（第 14 条）
（現 行）被保険者均等割額 被保険者 1 人につき 2 万 7,000 円
世帯別平等割額 1 世帯について 2 万 3,000 円
（改正案）被保険者均等割額 被保険者 1 人につき 2 万 5,000 円
世帯別平等割額 1 世帯について 2 万 2,000 円

- 3 後期高齢者支援金賦課額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の引下げ（第 14 条の 5）
（現 行）被保険者均等割額 被保険者 1 人につき 1 万 1,800 円
世帯別平等割額 1 世帯について 8,100 円
（改正案）被保険者均等割額 被保険者 1 人につき 1 万 1,000 円
世帯別平等割額 1 世帯について 8,000 円

- 4 介護納付金賦課額の改正（第 14 条の 6、第 14 条の 9）
（現 行）3 方式（所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額）
被保険者均等割額 被保険者 1 人につき 9,800 円
世帯別平等割額 1 世帯について 7,000 円
（改正案）2 方式（所得割額、被保険者均等割額）
被保険者均等割額 被保険者 1 人につき 1 万 4,500 円

5 未就学児の被保険者均等割額の減額（第20条の3）

世帯の未就学児の被保険者均等割額を、10分の5を乗じて得た額を減額した額とするものです。

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例によるものです。

(第 44 号議案の説明資料)

環境保全課

浜松市川や湖を守る条例の一部改正について

(提案理由)

下水道法(昭和33年法律第79号)の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第15条第2項中「第25条の11第1項」を「第25条の23第1項」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 45 号議案の説明資料)

農地整備課

浜松市農村公園条例の一部を改正する条例について

(提案理由)

地権者から返還要望がある金指農村公園について、公園用地の賃貸借契約満了に伴い廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

別表の「浜松市金指農村公園」の項を削除するものです。

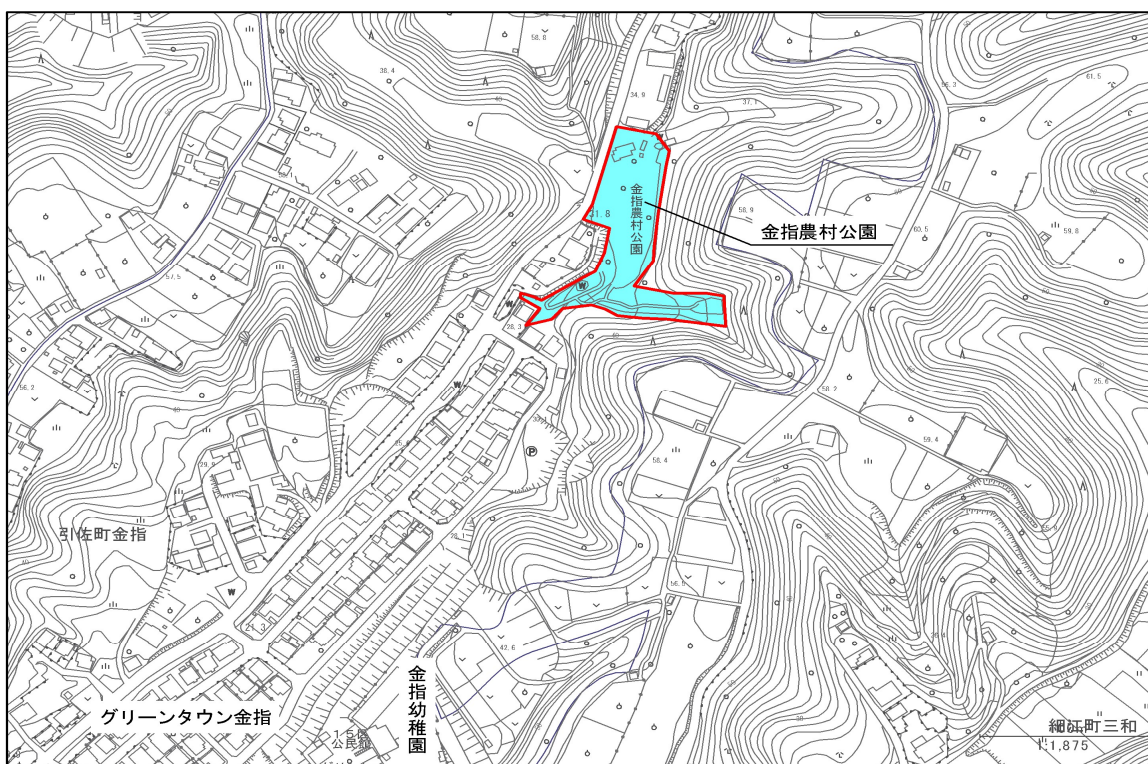
(施行期日)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

(位置図)

名 称：金指農村公園

所在地：浜松市北区引佐町金指 8 2 5 番地の 1



浜松市小型自動車競走条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市小型自動車競走場について、メインスタンド棟改築工事により、機能性及び利便性が向上した利用環境を提供することに伴い、予想者及び予想新聞販売者等に係る入場料を設定するとともに特別観覧席の利用料金を見直すため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

予想者及び予想新聞販売者等の入場料を新たに設定するとともに、特別観覧席の利用料金を改定するものです。

区分		改正前	改正後
入場料	予想者	無料	<u>1人1開催につき 300円</u>
	予想新聞販売者等		<u>1人1開催につき 100円</u>
	上記以外の者		無料
特別観覧席		200円以上 <u>1,000円</u> 以下	200円以上 <u>15,000円</u> 以下

※下線部分が改正箇所

※特別観覧席の利用料金は、A席 500円、S席 2,000円、G席 15,000円とする。

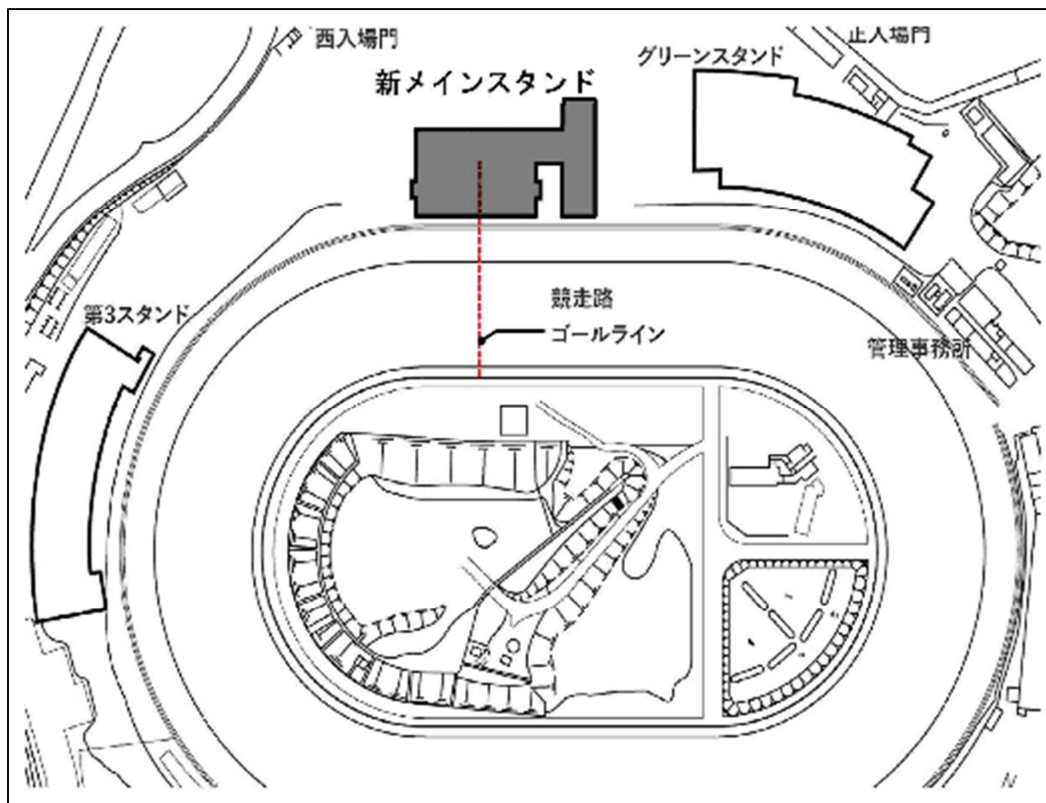
(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。ただし、改正後の浜松市小型自動車競走条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、同年7月8日から施行するものです。
- 2 新条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る入場料について適用し、同日前の入場に係る入場料については、なお従前の例によるものです。
- 3 新条例第4条第2項の規定は、施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例によるものです。

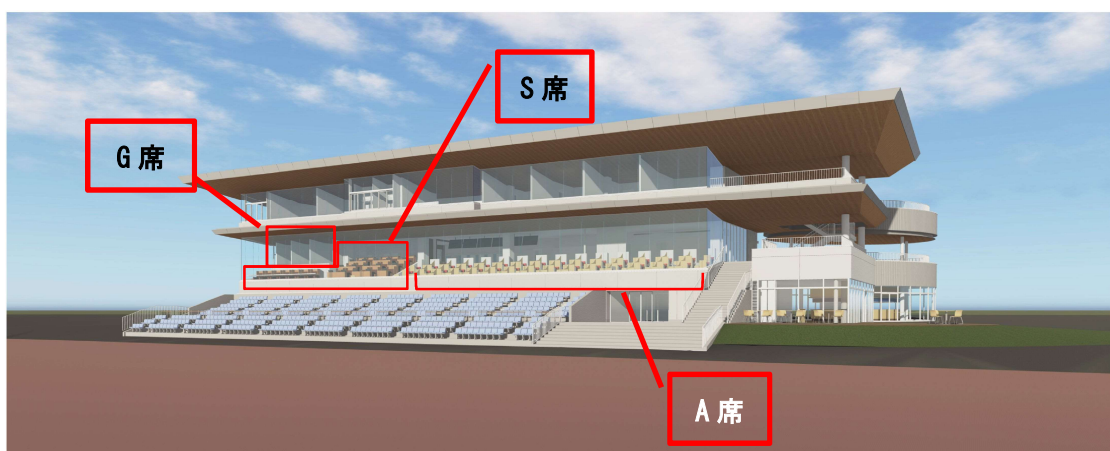
(位置図)

名称：浜松市小型自動車競走場

所在地：浜松市中区和合町936番地の19



(メインスタンド棟イメージ図)



(第 47 号議案の説明資料)

道路企画課

浜松市道路法等施行条例の一部改正について

(提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年省令第 116 号）の名称変更に伴い、引用する省令の名称を改めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

条例第 4 条中、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改めるものです。

(施行期日等)

この条例は、公布の日から施行するものです。

(第 48 号議案の説明資料)

下水道工事課

浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める
条例の一部改正について

(提案理由)

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

- 1 第 3 条第 1 項中「第 17 条の 12」を「第 17 条の 13」に改めるものです。
- 2 第 3 条第 2 項中「第 18 条」を「第 18 条各号」、「同条」を「同条各号」に改める
ものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市 P F I 等審査委員会条例の制定について

(提案理由)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「法」という。）に基づき、事業ごとに設置する浜松市 P F I 等審査委員会について、必要な事項を定めるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 4 条の規定に基づき、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 所掌事務（第 3 条）

次に掲げる事項について、市長又は水道事業及び下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が特に必要があると認める場合において、市長等の諮問に応じ審議するものです。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による実施方針の策定に関すること。
- (2) 法第 7 条の規定による特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定に関すること。
- (4) プロポーザル方式、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札による契約の相手方の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、P F I 等に関し必要な事項

2 委員（第 4 条）

P F I 等に係る事業ごとに 1 1 人以内で市長等が定める数の委員をもって組織し、学識経験のある者その他市長等が特に必要があると認める者のうちから市長等が委嘱するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定による公告、令第 1 6 7 条の 1 2 第 2 項の規定による通知その他これらに類する手続による公告又は通知に係る P F I 等に係る事業について適用するものです。

浜松市いじめ問題第三者委員会条例の制定について

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき設置するいじめ問題第三者委員会について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 所掌事務（第 2 条）

教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策や、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査に関する調査を調査審議するものです。

2 委員（第 3 条）

法律学、医学又は心理学に関する専門的知識を有する者その他教育委員会が特に必要があると認める者のうちから、5 人以内を教育委員会が委嘱するものです。

ただし、2 件以上の重大事態が発生した場合において教育委員会が特に必要と認めるときは、当該重大事態の件数に 5 を乗じて得た数以内の委員を委嘱するものです。

3 調査、協力等（第 6 条）

所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関等に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとするものです。

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市犯罪被害者等支援条例の制定について

(提案理由)

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現を図るため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 定義（第 2 条）

犯罪等、犯罪被害者等、市民等、2 次被害、関係機関等の定義を規定するものです。

2 基本理念（第 3 条）

犯罪被害者等を支援するための基本的な考え方について規定するものです。

3 責務（第 4 条、第 5 条）

市の責務をはじめ、市民等並びに事業者の努力義務を示したものです。

4 施策（第 6 条～第 12 条）

基本理念に従って目的を達成するにあたり、相談及び情報の提供等、見舞金等の支給、心理的外傷からの回復、居住の安定、雇用の安定、広報及び啓発並びに人材の育成に係る施策を示したものです。

5 支援の制限（第 13 条）

犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、支援を行わないこととするものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 本条例の制定に伴い、本条例に規定する事項の策定を努力義務とする浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第 16 条を削除するものです。

(参考：見舞金、助成金の内訳)

種類	支給対象	金額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の遺族	60万円(※1)
重症病見舞金	犯罪行為により重症病を負った者(※2)	20万円
性犯罪被害見舞金	性犯罪を受けた者(※3)	10万円
転居費用助成金	犯罪行為により、従前の住居に居住することが困難な者	上限20万円

※1 家事補助、配食、保育等の生活支援助成を含む。

※2 療養1か月以上かつ入院3日以上を要した負傷または疾病。精神疾患は3日以上労務に服することができないもの。

※3 性犯罪とは、強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等(未遂含む)をいう。

浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例の制定について

(提案理由)

高塚駅北第二地区における既成市街地の整備改善を図るため施行する土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）の規定に基づき、事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称その他必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(主な制定内容)

1 事業の名称等（第 2 条～第 5 条）

事業の名称を浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業とし、浜松市南区高塚町の一部（高塚駅北側の約 4.6 ha の区域）において実施するものです。

2 費用の負担（第 6 条）

国の補助金及び公共施設管理者負担金を除き、市が負担するものです。

3 土地区画整理審議会に関すること（第 7 条～第 15 条）

法第 56 条第 1 項の規定に基づき設置する浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理審議会について定めるものです。

委員の定数を 10 人とし、委員の定数のうち、学識経験を有する者から選任する委員の数を 2 人とするものです。

4 評価員の定数に関すること（第 16 条）

法第 65 条第 1 項の規定に基づき、評価員の定数を 3 人とするものです。

5 地積・評価等に関すること（第 17 条～第 20 条）

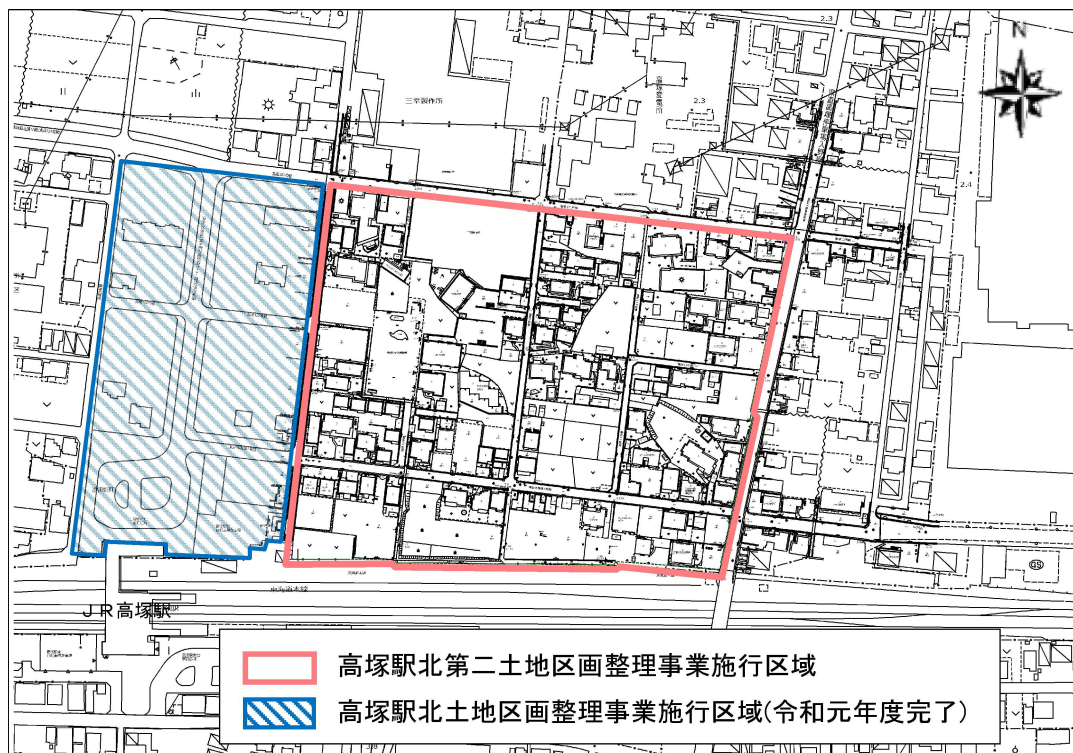
従前の宅地の地積、所有権以外の権利の地積、従前の宅地及び換地の評価額等について定めるものです。

(施行期日)

この条例は、法第 55 条第 9 項の規定による公告の日から施行するものです。

(位置図)

高塚駅北第二土地区画整理事業区域 (約4.6ha)



浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

(提案理由)

浜松市立小中学校空調設備整備事業につきましては、令和 3 年 2 月の市議会定例会において議決（第 66 号議案）され、令和 15 年 3 月 31 日までの期間で事業を進めています。

空調設備を増設することにより、契約金額を変更する必要性が生じたため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

(事業概要)

- ・方式 BTO方式 (Build: 建設 Transfer: 所有権の移転 Operate: 運営)
- ・事業地 浜松市立小中学校 80 校
- ・内容 浜松市立小中学校空調設備の整備及び維持管理業務
- ・期間 令和元年 12 月 19 日から令和 15 年 3 月 31 日まで
設計・施工等: 約 1 年 4 か月、維持管理: 約 13 年間

(変更内容)

	契約金額	対象教室数		
		小学校	中学校	合計
変更前	5,394,192,056 円	918 教室	428 教室	1,346 教室
変更後	5,394,488,990 円	919 教室	429 教室	1,348 教室
変更額・教室数	296,934 円	1 教室	1 教室	2 教室

(変更理由)

学級増に伴って空調設備を増設することにより、維持管理業務の対象教室数が増えるため、金額の変更を行うものです。

(参考)

議決状況

当初契約: 令和元年 12 月 19 日 第 141 号議案 原案可決 5,225,000,000 円
変更契約: 令和 2 年 12 月 14 日 第 124 号議案 原案可決 5,310,572,300 円
変更契約: 令和 3 年 3 月 24 日 第 66 号議案 原案可決 5,394,192,056 円

包括外部監査契約締結について

(提案理由)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を持つ外部の専門家による包括外部監査を実施するにあたり、契約の相手方及び契約金額など包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日（終期は令和5年3月31日）
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目2番3号
 - (2) 氏 名 岡野 英生
 - (3) 資 格 公認会計士（日本公認会計士協会東海会 静岡県会所属）
 - (4) 所 属 事 務 所 有限責任 あずさ監査法人 浜松オフィス
 - (5) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区砂山町325番地34
ニッセイ浜松駅前アネックスビル7F